



No. 411

12月

1部 200円 年間 2200円(行共)

郵便振替 00980-3-100681

草根たより

発行 日本消費者連盟関西グループ

大阪府柏原市旭ヶ丘3-13-5 笹井カ

〒582-0026 TEL 072-977-7620

も STEP2を達成したと言うけれど	1-3	毎日がちょっとぼろけん	7-8
く 主な原発情報	4-6	あこれ、活動日誌	9-10
じ 気になる化学物質等最新情報	6	インフォ-ション	10

STEP2を達成したと言うけれど

末田一秀 (はんげんぱつ新聞編集委員)

政府は、4月に公表した事故対策のロードマップで来年1月を目安としていた原子炉の冷温停止状態が達成されたと、12月16日に宣言しました。野田首相が「発電所の事故そのものは収束に至った」と述べたのには、驚きました。被災者の心情を逆なでする言葉を平気で口にする感性を疑わざるを得ません。

冷温停止とは、本来、健全な原子炉で制御棒を挿入して核分裂反応を止めた後に、原子炉の冷却を進めて冷却水の温度が100以下になることをいいます。事故を起こした福島第一原発に、そのままの定義で「冷温停止」を適用できないため、国と東電は、

压力容器底部温度が概ね100以下になっている 格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆被ばく線量を大幅に抑制している の2条件が達成できれば「冷温停止状態」だとしてきました。しかし、福島第一原発1~3号炉は、炉心溶融を起こし、特に1号炉では全ての燃料が压力容器の底を突き破り格納容器に落下していると東京電力も認めざるを得ない状態になっています。燃料が既に抜け落ちていく压力容器の温度が100以下になったからといって何の意味があるというのでしょうか。 の条件にしても、水素爆発等の可能性が低くなったと評価されたようですが、班目原子力安全委員会委員長でさえ「原発は壊れているうえ、原子炉内の状況も分からず、今後、何が起こるかを予想するのは難しい。考えられる対策をできるだけ早く行うべきだ」と述べています。東電の発表資料によれば、1~3号炉は12月上旬でも1時間当たり6000万ベクレルの放射能を大気中に放出しています。この値は11月上旬と変わっていません。

年内の冷温停止状態宣言という結論が先にあり、1月からの放射性物質汚染対処特措法の全面施行、除染の本格化により避難区域の見直しにつなげるというのが目論見なのでしょう。

地震の揺れによる事故であることを認めざるを得ない？

12月2日に出された東電社内事故調査委員会の中間報告では、地震による重要機器の損傷を否定していました。福島第一原発が深刻な事故になった原因を津波のせいにして、他の原発への波及を避けようとしてきた東電と国ですが、こちらのほうは目論見どおりとはなっていません。12月10日の朝日新聞には小さな記事が載りました。

非常用復水器壊れた可能性

保安院は9日、福島第一原発1号機で原子炉の冷却に使う「非常用復水器」や、冷却水が通る再循環系配管が事故時、地震で壊れた可能性があることを明らかにした。解析では、配管に0.3平方センチほどの亀裂が入った可能性があるという。ただし、冷却機能への影響は小さいとしている。

たったこれだけの記事ですが、原子力安全基盤機構がまとめた「1号機IC作動時の原子炉挙動解析」を受けてのものようです。地震の揺れによる配管の損傷が国に認められると、定検で停止した原発の再稼働問題への影響も大きく、今後注目です。

記事では「冷却機能への影響は小さい」とされていますが、とんでもありません。1号機の非常用復水器（IC）は原子炉圧力容器の圧力が高くなると自動的に起動し、圧力容器から蒸気を抜いて水に戻し、自然循環で圧力容器に戻す、停電時に最も頼りになる冷却装置です。ところが、5月16日に東電が発表した事故経過では地震発生6分後の14:52に自動起動したものの、15:03に手動停止しています。この間、原子炉内の圧力と水位が急降下した記録が残っており、配管に0.3平方センチほどの亀裂がある場合の解析結果と合致するそうです。小さな亀裂からでも、1時間で7トンもの水が漏れいします。元原子炉設計技師であった田中三彦さんは、手動で止めざるを得なかった原因は配管の破損ではないかと指摘していました（岩波「科学」9月号）。まさにそのとおりの解析結果が出たことになります。津波が襲ってきたのは15:30ですから、津波で壊れたとする主張は完全に崩れさります。

原子力安全庁(仮称)の議論は？

8月に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革基本方針」により環境省の外局として原子力安全庁(仮称)が、来年4月に発足することが決まっています。そのための法改正は来年の通常国会で行われる予定で、3月中に成立しないと間に合いませんが、どのような規制体制になるのか、本稿執筆時点ではまだ見えてきません。

12月13日、原子力安全規制に関する組織の在り方等について検討するため内閣官房に設けられていた原子力事故再発防止顧問会議が提言を取りまとめています。顧問会議は、飯田哲也（環境エネルギー政策研究所所長）、井川陽次郎（読売新聞論説委員）、川勝静岡県知事、住田裕子弁護士、関村直人（東大大学院教授）、松浦祥次郎（元原子力安全委員長）らで構成されていました。

提言では、原子力安全規制組織等の改革の7原則として、「規制と利用の分離」、「一元化」、「危機管理」、「人材の育成」、「新安全規制」、「透明性」、「国際性」があげられています。

原子力安全庁が、これまでの原子力安全・保安院と原子力安全委員会、文部科学省の放射線モニタリング関連業務、核テロ等の危機管理部門の業務を一元的に行うこととなります。「現行の原子力安全委員会及び規制行政庁による許可に係るダブルチェックについては、形骸化した面があることを指摘せざるを得ない。すなわち、原子力安全委員会が策定する各種の安全指針は、本来的には原子力安全委員会自身のダブルチェックのための指針であるにもかかわらず、実際には、規制行政庁の一次審査がこれに準拠することとなり、ダブルチェックと言っても、同じことを二度繰り返しているに過ぎない結果となっている。」とされています。

私は、これまで「本来、原子力安全委員会には規制行政庁への監視・監査機能が課せられている。また、審査指針類の整備を規制行政庁とは別の組織が行うというのも、手前勝手な審査を防止するという観点から有意義であるはずだ。規制行政庁の権限が強化されても、ダブルチェックが不要になるわけではないと筆者は考える。これまで保安院は、専門家に委嘱した意見聴取会を持って審査を進めているが、非公開で、後に情報公開請求しても議事録すら出てこない。このままダブルチェックがなくなれば、現在よりも審査の透明性が後退しないのか？ どのような体制にすれば審査の透明性が確保されるかを考えるべきではなからうか。」と主張してきました。（はんげんぱつ新聞 2010年11月号） 提言では透明性を原則の一つに掲げていますから、どのようになるのか注目していきたいと思います。

また、提言では「これまで原子力安全委員会が担ってきた、規制行政庁を第三者的な立場からチェックする機能は、引き続き重要」とし、そのために原子力安全審議会（仮称）を置いて、第三者的な見地から、原子力安全規制行政全体の実効性を監察し、規制行政の独立性を確認することを求めています。原子力安全審議会は、第三者的な見地から原子力安全規制行政の全体をチェックするため、個別の審査や基準策定等に関与すべきではないともされています。個別の政策事項の審議については、原子力安全庁自らが、専門的な知見を有する技術参与・顧問等を確保し、個々の行政処分や基準策定等の際に意見を吸い上げられる体制を構築することが不可欠としているのです。

ダブルチェックの問題とともに規制行政の再編で私が注目していたのは、地方自治体の関与です。これまで法的権限を持たない自治体も安全協定などを活かして安全・安心の確保に一定の役割を果たしてきました。この関与が一元化の名のもとに認められなくなることがあってはならないからです。提言の中には「なお、この一元化とともに、地方自治体や地域社会の関与については、これまで以上に原子力安全の手続の中で尊重されるべきとの意見もあった。」と記載されています。「名称については、政府方針に示された原子力安全庁（仮称）ではなく、規制というミッションを明確に明示し、原子力安全規制庁とすべきという意見もあった。」という記述もあります。

提言は、「政府は、これを重く受け止めることは当然であるが、実際の行政を運営していく際には、どのような体制が真に合理的かを検討し、関係省庁の省益を超えて実質的な議論を進めるべき」としています。さて、どのような体制がつくられるのでしょうか。

はんげんぱつ新聞縮刷版 2003年4月の301号から2011年7月の400号までを収録
反原発運動全国連絡会編 5,000円+送料 ご注文はFAX072-777-9269 末田まで